

令和3年第17回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年8月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年8月25日(水) 午後1時30分から午後1時51分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君	
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君	
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君	
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君	
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君	
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君	
13番	石 田 力 司 君	職務代理	14番	日 並 洋 君	
振興副部会長	15番	中 村 寿 恵 子 君	16番	佃 徹 君	
	17番	田 村 秀 司 君	18番	木 村 勝 彦 君	
	19番	鎌 仲 照 幸 君	会 長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田 中 三智雄 君	主査	矢 野 豊 君
主事補	仲 紅 美 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議 事 日 程

令和3年第17回 美幌町農業委員会総会
令和3年8月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|----------|--------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第33号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 議案第67号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 7 | 議案第68号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用利用集積計画(案)の決定について |
| 日 程 第 8 | 議案第69号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 9 | 議案第70号 | 現況証明願について |
| 日 程 第 10 | 議案第71号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第17回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号16番 佃委員、同じく議席番号17番 田村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と仲主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案5件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第33号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページから4ページの3法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第33号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第67号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号31号から32号は関連がございますので一括上程を致します。
事 務 局	内容番号31号と32号について一括ご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。 賃貸人は〇〇の〇〇さん、契約期間は令和1年10月25日から令和4年10月24日までの3年間、合意解約年月日は令和3年8月2日、土地の引き渡し年月日は令和3年8月2日でございます。内容番号31号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号32号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。 以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号31号から32号は適当と認めます。 内容番号33号。
事 務 局	内容番号33号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案7ページをご覧ください。契約期間は令和2年2月25日から令和7年2月24日までの5年間、合意解約年月日は令和3年8月5日、土地引渡日は令和3年8月5日でございます。 以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号33号は適当と認めます。 内容番号34号。
事 務 局	内容番号34号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成30年12月21日から令和5年12月20日までの5年間、合意解約年月日は令和3年8月10日、土地引渡日は令和3年8月10日でございます。 以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号34号は適当と認めます。</p> <p>議案第67号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号111号。</p>
事 務 局	<p>内容番号111号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は先の議案第67号 内容番号31号及び32号で合意解約した農地で先月の7月総会で買入協議要請を行った農業公社への売渡案件でございます。</p> <p>所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年8月26日、代金の支払期限は令和3年10月14日、利用調整日は令和3年8月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
7 番	<p>内容番号111号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇の〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんと〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号111号は適当と認めます。</p> <p>内容番号112号。</p>
事 務 局	<p>内容番号112号についてご説明致します。本件も売買案件でございます。参考資料は3ページをご覧ください。</p> <p>所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年8月26日、代金の支払期限は令和3年10月1日、利用調整日は令和3年7月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
7 番	<p>内容番号112号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件も〇〇さんが農地を処分することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化され、小麦、豆類、玉葱、人参を作付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号112号は適当と認めます。</p> <p>議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号41号。</p>
事 務 局	<p>内容番号41号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件は先の議案第67号 内容番号33号で合意解約した農地で賃貸借案件でございます。</p> <p>貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案10ページをご覧ください。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料6ページの調査票にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
6 番	<p>内容番号41号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんから〇〇さんへ借受人を変更するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、玉葱と人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月11日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号41号は適当と認めます。</p> <p>内容番号42号。</p>
事 務 局	<p>内容番号42号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。</p> <p>譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料8ページの調査票にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
5 番	<p>内容番号42号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんから隣接農地で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族5人で小麦、甜菜、玉葱を作付けされ、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひ致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月3日、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号42号は適当と認めます。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第70号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号23号。</p>
事 務 局	<p>内容番号23号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。 願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号23号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は現在、山林となっており、相当前から畑として使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月9日、武田委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号23号は適当と認めます。 議案第70号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号18号。</p>
事 務 局	<p>内容番号18号についてご説明致します。参考資料は12ページと13ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧ください。 利用調整の経過につきましては申出日が令和3年8月5日、利用調整を行った時期が令和3年8月5日から令和3年8月19日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。 内容番号19号。</p>
事 務 局	<p>内容番号19号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧ください。 利用調整の経過につきましては申出日が令和3年8月5日、利用調整を行った時期が令和3年8月5日から令和3年8月19日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。
議案第71号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第17回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時51分